

十勝岳の噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生】 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生</p> <p>【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が切迫】 噴火が発生し、噴煙の高さが4,000mを超え、さらに上昇レベル3以上の状態で、噴煙の状況が確認できない中、明瞭な連続空振や振幅の大きな火山性微動が観測された場合</p>	<p>発生した現象の影響範囲と火山活動の推移を評価した上で、警戒範囲の縮小や適切なレベルへの引下げを行う。</p>
4	<p>【居住地域に被害を及ぼす噴火の可能性】 積雪期に噴火警戒レベル3の判定基準を満たした場合</p>	<p>噴火警戒レベル3の判定基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル2以下へ引き下げる。</p>
3	<p>【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上1,000m程度を超える</p> <p>【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μm以上の火山性地震が増加(30日積算で5回以上) ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μm以上の火山性地震が発生している中で地殻変動を観測 	<p>左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル2以下へ引き下げる。</p>
2	<p>【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、高さ火口縁上1,000m程度の噴煙を観測</p> <p>【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口直下で火山性地震が150回/24時間を超える ・火口直下で火山性地震が増加する中で山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測 <p>避難小屋東観測点で最大振幅1 μm以上かつ10分以上継続する火山性微動を観測</p>	<p>左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月経過した段階でレベル1に引き下げる。</p>

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合には、それらを加味した火山活動の評価を行い、上記判定基準によらずレベルを判断することがある。
- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(レベルが下がるときも同様)。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。